

ご存知でしたか？

介護する方の腰痛予防と介護される方の安全のために

腰痛予防指針が見直されています!!

- ・あなたの施設(職場)では介護者の腰痛予防対策をされていますか？
- ・外国人技能実習生や技能人材の方たちの腰痛予防対策をされていますか？

腰痛による離職される方を無くしましょう!!

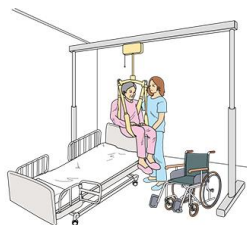
使用する場面にあったリフトがあります



職場における腰痛予防対策指針

移乗介助、入浴介助及び排せつ介助における対象者の抱え上げは、労働者の腰部に著しく負担がかかることから、全介助の必要な対象者には、リフト等を積極的に使用すること。

リフトのある生活委員会



お問合せ JASPA介護リフト普及協会 事務局 岡田
(株式会社ミクニザイマス内)
TEL 03-3833-0395 Mail t_okada@mikuni.co.jp
日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 事務局 村木
TEL 03-5291-6231 Mail care@zaitaku-jokusou.info

ご存知でしたか？

介護職員処遇改善加算などの算定要件の「職場環境等要件」に「腰痛を含む心身の健康管理」「介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられました。

=介護リフトの助成金のご紹介=

エイジフレンドリー補助金 令和6年度

受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

対象 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

★重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）

不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置

重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）

重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入

介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入

介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入

介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施



要件 60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用している中小企業の規模の医療・福祉施設などで労働保険に加入している施設

助成 高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費(物品の購入・工事の施工等)

補助率 1 / 2 上限は100万円

申請先 (一社)日本労働安全衛生コンサルト会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」

<https://www.jashcon-age.jp> Tel 03(6381)7507

リフトのある生活委員会



お問合せ JASPA介護リフト普及協会 事務局 岡田
(株式会社ミクニザイマス内)
TEL 03-3833-0395 Mail t_okada@mikuni.co.jp
日本褥瘡学会・在宅ケア推進協会 事務局 村木
TEL 03-5291-6231 Mail care@zaitaku-jokusou.info